

白井市建設工事最低制限価格運用要領

平成22年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、白井市が一般競争入札又は指名競争入札により建設工事（以下「工事」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）及び白井市財務規則（平成5年規則第3号）第121条第1項の規定により最低制限価格を設けることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札により契約を締結しようとする工事のうち、白井市建設工事低入札価格調査試行実施要領の適用を受けない工事
- (2) 前号の工事の一般競争入札が不調となったことにより、指名競争入札により契約を締結しようとする工事
- (3) 前号以外の指名競争入札により契約を締結しようとする工事のうち、市長が特に必要と認める工事

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、設計金額の各号に掲げる額の合計額（ただし、その額が設計金額に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が設計金額に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）とする。また、各費用の算定項目に含まれる費目は別表に定めるとおりとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 工事の性質上前項の規定により難しいもの及び予定価格が500万円未満の工事については、前項に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、これにより難しいものについては、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価

格に 100 分の 75 を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第 4 条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知等の方法により、あらかじめ最低制限価格を設ける旨を周知するものとする。

(入札の執行)

第 5 条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。このとき、施行令第 167 条の 10 第 2 項（施行令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいるときは、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 再度入札をするときは、既に最低制限価格を下回る入札をした者は参加させないものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

項目名	左に含む費目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費	現場管理費、工事管理費、据付間接費、技術者間接費等
一般管理費	一般管理費等